

装事通第72号
27.10.1
一部改正 装事通第17737号
令和2年12月24日
一部改正 装事通第217号
令和4年5月30日

調達管理部長
調達事業部長
調達事業部総括装備調達官 殿
調達管理部調達企画課長
調達事業部通信電気調達官

防衛装備庁長官
(公印省略)

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業において防衛装備
庁の定める業績等監視並びに監督及び検査を行う場合の標準手続
について (通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長、各幕僚長、北関東防衛局
長、南関東防衛局長、中国四国防衛局長、陸上自衛隊通信団長、陸上
自衛隊中央基地システム通信隊長、海上自衛隊呉地方総監、海上自衛
隊東京業務隊司令、海上自衛隊中央システム通信隊司令、海上自衛隊
呉造修補給所長、海上自衛隊呉システム通信隊司令、航空自衛隊航空
中央業務隊司令、航空自衛隊航空システム通信隊司令、長官官房会計
官、装備政策部装備制度管理官、プロジェクト管理部事業監理官、調
達管理部企業調査官

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業において防衛装備庁の定める業績等の監視並びに監督及び検査を行う場合の標準実施手続

1 総則

本実施手続は、防衛装備庁において契約するXバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業（以下「本事業」という。）において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）、内閣府が作成したガイドライン（「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（13.1.22）」及び「モニタリングに関するガイドライン（15.6.23）」、以下「ガイドライン」という。）及びXバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する事務遂行要領（通達）（防文官（事）第18号。27.10.1）（以下「次官通達」という。）に基づき、本事業の業績等の監視について、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11に規定する監督及び検査に基づく標準的な手続について定める。

2 用語の定義

用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 事業契約書等 本事業の事業契約書、業務要求水準書、入札説明書等及び事業計画書の総称をいう。
- (2) 要求水準 本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。
なお、事業計画書に記載された提案内容が業務要求水準書に示された水準を上回る場合は、当該提案内容の水準による。
- (3) 業務要求水準書 本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める要求水準を示す書類をいい、平成24年9月20日付で公表したXバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に関する業務要求水準書（公表後の追加、変更及び当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。
- (4) 事業者 本事業を実施するために設立した特別目的会社をいう。
- (5) 選定企業 代表企業、構成員及び協力企業を個別に又は総称していう。
- (6) 担当官 支出負担行為担当官である防衛装備庁長官をいう。
- (7) 幕僚長等 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び地方防衛局長をいう。
- (8) 監視職員 事業者による本事業の適正かつ確実な履行を確保するために監視を行う者として担当官が指定した職員をいい、監督官、完成検査官及び受領検査官についても監視職員に指定される。

- (9) 監督官 会計法第29条の11第1項の規定に基づき担当官により監督を命ぜられた補助者をいう。
- (10) 完成検査官 会計法第29条の11第2項の規定に基づき担当官により完成検査を命ぜられた補助者をいう。
- (11) 受領検査官 会計法第29条の11第2項の規定に基づき担当官により受領検査を命ぜられた補助者をいう。
- (12) 監視 事業期間を通じて安定性を維持し、適正かつ確実に事業が遂行されるよう、事業者の経営管理の状況、事業者が実施する各業務の業績及び実施状況並びに要求水準を達成していること及び達成しないおそれが無いことについて、事業者自らが確認及び管理した結果を確認し、必要に応じ実地に確認することをいう。
- (13) 地上器材 地上施設を構成する各設備及び装置等をいう。
- (14) 業績等 事業者の経営管理状況、事業者及び選定企業並びに選定企業以外の第三者が実施する本事業における各業務、その他の業務等の業績及び実施状況をいう。

3 適用範囲

この通達は、本事業の契約履行に係る業績等の監視並びに監督及び検査を行う場合の手續に適用するものとする。

4 監視職員並びに監督官、完成検査官及び受領検査官となるべき職員の所属区分

- (1) 監視職員、監督官、完成検査官及び受領検査官の所属区分は、別表1のとおりとする。
- (2) 担当官は、別記様式第1号によって幕僚長等により指名された支出負担行為担当官の補助者となるべき職員を補助者に任命するものとする。
- (3) 担当官は、前号の規定により補助者に任命した者から監視職員を指定するとともに、事務の範囲により監督又は検査を命ずるものとする。
- (4) 担当官は、監視職員を指定（変更を含む。）した場合は、指定（変更を含む。）日から14日以内に事業者及び幕僚長等に対し別記様式第2号により通知するものとする。

5 監視並びに監督及び検査

(1) 全般

ア 監視職員は、監視を実施し業績等が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると認められる場合は、別記様式第3号をもって調達

事業部電子音響調達官付通信電気室長に通知するものとする。

- イ 監視職員は、監視を実施し事業契約書等に定める改善勧告を行う必要があると認めるときは、別記様式第3号をもって速やかに調達事業部電子音響調達官付通信電気室長に通知するものとし、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長はこれを審査し担当官の承認を受け改善勧告を行うものとする。
 - ウ 監督官は、事業契約書等に基づき、事業期間を通じて安定性を維持し、適正かつ確実に事業が遂行されるよう、業績等及び要求水準の達成状況について確認するものとし、必要に応じ、説明の聴取、文書の閲覧、委託先、再委託先等の事業所を含む本業務の実施場所への立入りその他の手段により行うものとする。
 - エ 監督官は、契約履行中において契約履行を遅延させる要因となる不具合事項の発生を防止するため、生産又は製造の状況を把握し、必要に応じて、本部の関係各課と連絡調整を行うものとする。
- (2) 本事業衛星の調達のうち本事業衛星の製造及び地上施設（地上器材）の整備に関する業務（私有地である事業用地又は私有建物に整備された地上施設を除く。）
- ア 本事業衛星の調達のうち本事業衛星の製造及び地上施設（地上器材）の整備に関する業務においては、5(1)ア及びイの規定による別記様式第3号による事務手続は行わないものとし、監督官及び完成検査官は、事業者が業務要求水準書に定める業務計画管理に基づく品質管理計画書により実施する品質管理の確認に関して、中央調達における品質証拠監督方式及び品質証拠完成検査方式の標準実施要領に準じて行い、必要に応じて、実地の確認や事業者に質問等を行うものとする。
 - イ 監督官は、前号の監督を完了した場合は、監督報告書（中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第39号。以下「中央調達監督検査訓令」という。）（別記様式第6号－3））を作成し担当官（調達事業部電子音響調達官付通信電気室長気付）に提出するものとする。
 - ウ 完成検査官は、事業契約書等に基づき合格又は不合格の判定を行い、完成検査調書（中央調達監督検査訓令別記様式第6号－5）を作成し担当官（調達事業部電子音響調達官付通信電気室長気付）に提出するものとする。
 - エ 地上施設（地上器材）の整備に関する業務の受領検査官は、地上器材の据付調整及び既存器材の改修を行う等、品質確認を含む受領検査を行う場合は、中央調達における通信器材等の品質確認を納地にて行う場合の受領検査実施要領に準じて行うものとし、リフトオフを確認した旨の連絡を受

け、事業者から納品書が提出されたときは、中央調達における受領検査の標準実施要領に準じて受領検査を行い、受領検査調書（中央調達監督検査訓令別記様式18号）を作成し、物品管理官に送付するものとする。

(3)地上施設（局舎）の整備に関する業務

ア 地上施設（局舎）の整備に係る監視は5.(1)ア及びイの規定により行うものとする。

イ 完成検査官は、事業契約書等に基づき、合格又は不合格の判定を行い、完成検査調書（別記様式第4号）を作成し、担当官（調達事業部電子音響調達官付通信電気室長気付）に速やかに提出するものとする。

(4) 本事業衛星の調達に関する業務及び地上施設の整備に関する業務のうち、製造終了からリフトオフまでの業務

ア 本事業衛星の調達に関する業務及び地上施設の整備に関する業務のうち、製造終了からリフトオフまでの業務に係る監視は、5(1)ア及びイの規定により行うものとする。

イ 受領検査官は、事業者が提出した射場作業結果報告書について、その事業者が実施した審査の状況等を確認し、確認が完了したときは完成確認通知書（別記様式第6号）を作成し、遅滞なく事業者に交付するものとする。

ウ 受領検査官は、地上施設が運用業務を開始できる状態になったときは完成検査を行い、完成検査の結果を検査終了後遅滞なく検査結果通知書（別記様式第5号）により事業者に通知するものとし、地上施設が当該検査に合格できたことを確認できたときは、完成確認通知書（別記様式第6号）を作成し、遅滞なく事業者に交付するものとする。

エ 受領検査官は、リフトオフを確認し、事業者から納品書が提出されたときは遅滞なく受領検査を行い、受領検査調書（中央調達監督検査訓令別記様式18号）を物品管理官に送付するものとする。また、地上施設の整備に関する業務の受領検査官にリフトオフした旨を速やかに通知するものとする。

(5) 本事業衛星の調達に関する業務及び地上施設の整備に関する業務に関する技術的事項等の確認

ア 監視職員である調達事業部電子音響調達官付通信電気室長は、事業者が各業務履行に伴って作成する各種提出書類を確認するものとし、設計協議等技術的事項の確認を必要とする場合は、統合幕僚監部所属の監視職員に別記様式第7号により協議するものとする。

イ 統合幕僚監部所属の監視職員は、前号の協議を受けた場合は内容を検討し、別記様式第8号により監視職員である調達事業部電子音響調達官付通信電気室長に回答するものとする。

ウ 監視職員である調達事業部電子音響調達官付通信電気室長は、アの確認の結果又は別記様式第8号により協議の回答を得た場合には、確認した旨を事業者の確認書（別記様式第9号）により通知するものとする。また、必要に応じ他の業務の監視職員に対し確認した提出書類の写しを送付するものとする。

(6) 本事業衛星の運用に関する業務

ア 本事業衛星の運用に係る監視は5(1)ア及びイの規定により行うものとする。

イ 受領検査官は、事業者から月ごと及び半期ごとにとりまとめ提出される報告書を他の監視職員と連携して確認のうえ、半期ごとに役務確認書（別記様式第10号）を作成し、担当官（調達事業部電子音響調達官付通信電気室長気付）に速やかに提出するものとする。

ウ 事業者が当該月又は当該半期に本事業衛星の運用を行う必要がなかった場合、役務確認書（別記様式第10号）の「(3)その他」にその旨を記載するものとする。

(7) 地上施設の維持管理に関する業務（民有地である事業用地又は民有建物に整備された地上施設を除く。）

ア 地上施設の維持管理（民有地である事業用地又は民有建物に整備された地上施設を除く。）に係る監視は5.(1)ア及びイの規定により行うものとする。

イ 受領検査官は、事業者から月ごと及び半期ごとにとりまとめ提出される報告書を他の監視職員と連携して確認のうえ、半期ごとに役務確認書（別記様式第11号）を作成し、担当官（調達事業部電子音響調達官付通信電気室長気付）に速やかに提出するものとする。

ウ 事業者が当該月又は当該半期に地上施設の維持管理を行う必要がなかった場合、役務確認書（別記様式第11号）の「(3)その他」にその旨を記載するものとする。

(8) 本事業の全般管理業務のうち、統括マネジメント業務

ア 本事業の全般管理業務のうち、統括マネジメント業務に係る監視は5(1)ア及びイの規定により行うものとする。

イ 監視職員である調達事業部電子音響調達官付通信電気室長は、事業者が各業務履行に伴って作成する各種提出書類を確認するものとし、技術的事項等の確認を必要とする場合は、統合幕僚監部所属の監視職員に別記様式第7号により協議するものとする。

ウ 統合幕僚監部所属の監視職員は、前号の協議を受けた場合は内容を検討し、別記様式第8号により監視職員である調達事業部電子音響調達官付通

信電気室長に回答するものとする。

エ 監視職員である調達事業部電子音響調達官付通信電気室長は、イの確認の結果又は別記様式第8号により確認の回答を得た場合には、確認した旨を事業者の確認書（別記様式第9号）により通知するものとする。また、必要に応じ他の業務の監視職員に確認された提出書類の写しを送付するものとする。

(9) 本事業の全般管理業務のうち、Xバンド衛星通信システムに係る技術支援業務、本事業衛星の運用に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援

ア 受領検査官は、事業者から半期ごとに提出される報告書を確認し、合格又は不合格の判定を行い、役務確認書（別記様式第12号）を作成し、担当官（調達事業部電子音響調達官付通信電気室長気付）に速やかに提出するものとする。

イ 事業者が当該半期に技術支援又は作業支援を行う必要がなかった場合、役務確認書（別記様式第12号）の「(3)その他」にその旨を記載するものとする。

6 雑則

この通達の定めにより難しい場合は、必要に応じて、別途手続を定めるものとする。

別表 1

対象範囲	監視職員			
		監督官	完成検査官	受領検査官
本事業衛星の調達のうち製造に関する業務		地方防衛局検査官	地方防衛局検査官	統合幕僚長が指名する職員
地上施設(地上器材)の整備に関する業務 (民有地である事業用地又は民有建物に整備された地上施設を除く。)		地方防衛局検査官	地方防衛局検査官	<ul style="list-style-type: none"> ・統合幕僚監部 ・陸上自衛隊中央基地システム通信隊 ・海上自衛隊東京業務隊 ・海上自衛隊呉造修補給所 ・航空自衛隊航空中央業務隊
地上施設(局舎)の整備に関する業務	北関東防衛局長が指名する職員 中国四国防衛局長が指名する職員		北関東防衛局長が指名する職員 中国四国防衛局長が指名する職員	
本事業衛星の調達に関する業務及び地上施設の整備に関する業務のうち、製造終了からリフトオフまでの業務	統合幕僚長が指名する職員			統合幕僚長が指名する職員
本事業衛星の調達に関する業務及び地上施設の整備に関する業務に関する技術的事項等の確認	防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付通信電気室長 統合幕僚長が指名する職員			

対象範囲	監視職員		
	監督官	完成検査官	受領検査官
本事業衛星の運用に関する業務（市ヶ谷地区及び民有地バス管制局）	統合幕僚長が指名する職員		統合幕僚長が指名する職員※
同上（海上自衛隊中央システム通信隊飯岡受信所）	海上幕僚長が指名する職員		海上幕僚長が指名する職員※
同上（海上自衛隊呉システム通信隊）	海上幕僚長が指名する職員		海上幕僚長が指名する職員※
地上施設の維持管理に関する業務（民有地である事業用地又は民有建物に整備された地上施設を除く。）（市ヶ谷地区の地上器材）	統合幕僚長が指名する職員		統合幕僚長が指名する職員※
同上（海上自衛隊中央システム通信隊飯岡受信所）	海上幕僚長が指名する職員		海上幕僚長が指名する職員※
同上（海上自衛隊呉システム通信隊）	海上幕僚長が指名する職員		海上幕僚長が指名する職員※

対象範囲	監視職員		
	監督官	完成検査官	受領検査官
本事業の全般管理に関する業務のうち、統括マネジメント業務	防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付通信電気室長		防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付通信電気室 PFI 事業管理班長
同上（技術的事項等の確認）	統合幕僚長が指名する職員		
本事業の全般管理に関する業務のうち、Xバンド衛星通信システムに係る技術支援業務、本事業衛星の運用に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援			統合幕僚長が指名する職員※
その他の業務	防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付通信電気室 PFI 事業管理班長		防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付通信電気室 PFI 事業管理班長

部隊名で示しているものは、その職員で幕僚長等に指名された者

※ 役務確認を行う受領検査官

防衛装備庁

支出負担行為担当官 殿

((選択)※1 気付)

(調達事業部電子音響調達官付通信電気室長 経由)

官 職

支出負担行為担当官補助者 (選択)※2 通知書

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業の (選択)※3 に係る支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官の補助者となるべき職員について、別紙のとおり (選択)※2 したので通知する。

添付書類：別紙

[記載要領]

(選択)※1：「調達管理部企業調査官」(受領検査官(役務確認を行う受領検査官を含む。)を指名する場合)又は「調達管理部調達企画課長」(監視職員(事務の範囲が監視職員の場合)、監督官若しくは完成検査官を指名する場合)と記入する。

(選択)※2：「指名・指名取消」「指名」「指名取消」のいずれかを記入する。

(選択)※3：「業績等の監視」「監督」「完成検査」「受領検査」から該当するものを選択し記入する。

別記様式第1号 別紙

所 属 (駐屯地名等)	官名又 は階級	ふりがな 氏 名	事務の 範 囲 (選択)※4	指名・任命 年 月 日	指名取消・ 解任年月日	備 考 ※5

(選択)※4：事務の範囲は、「監視職員」「監督官」「完成検査官」「受領検査官(装備品)」「受領検査官(役務確認)」から該当するものを選択し記入する。

※5：備考欄に「Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業（*）」と記入する。

*：別表1に定める対象範囲から該当するものを記入する。

文 書 番 号
令和 年 月 日

※ 株式会社ディー・エス・エヌ宛ての場合
株式会社ディー・エス・エヌ 殿

※ 監視職員宛ての場合
各監視職員を指名した幕僚長等 殿

支出負担行為担当官
防 衛 装 備 庁 長 官
○ ○ ○ ○

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に係る監視職員の
指定について（通知）
〔 変更

標記について、別紙のとおり〔 指定したので通知します。
〔 変更

添付書類：別紙

文 書 番 号
令和 年 月 日

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業
防衛装備庁調達事業部電子音響調達官付通信電気室長 殿

Xバンド衛星通信中継機能等の
整備・運営事業 監視職員
○ ○ ○ ○

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に係る業績等の
監視について（通知）

標記について、業績等の監視の結果、別添のとおり
要求水準を達成していない
要求水準を達成していないおそれがある
改善勧告を行う必要がある
ので通知する。

添付書類：＊

＊ 業績等を監視した結果を記載し添付すること。

文 書 番 号
令和 年 月 日

株式会社ディー・エス・エヌ 殿

Xバンド衛星通信中継機能等の
整備・運営事業 監視職員
統 合 幕 僚 監 部 ○ ○ 課
○ ○ ○ ○

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に係る検査結果通知
書

標記について、「(確認した業務)」については検査に } 合格 としたので通
不合格

知します。

※なお、事業契約書第11条第2項に基づき、この確認を理由として、「事業者」はいかなる本契約上における「事業者」の責任をも免れず、「発注者」は何ら責任を負担しないことを併せて申し添えます。

※ 不合格の場合は、なお書きを削除するものとする。

別記様式第6号

文 書 番 号
令和 年 月 日

株式会社ディー・エス・エヌ 殿

Xバンド衛星通信中継機能等の
整備・運営事業 監視職員
統合幕僚監部 ○ ○ 課
○ ○ ○ ○

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に係る完成確認通知
書

標記について、
〔 本事業衛星 については完成確認をしたので通知します。
地上施設

なお、事業契約書第11条第2項に基づき、この確認を理由として、「事業者」
はいかなる本契約上における「事業者」の責任をも免れず、「発注者」は何ら責
任を負担しないことを併せて申し添えます。

別記様式第7号

文 書 番 号
令和 年 月 日

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業
監視職員 統合幕僚監部 ○○○○ 殿

Xバンド衛星通信中継機能等の
整備・運営事業 監視職員
防衛装備庁調達事業部
電子音響調達官付通信電気室長

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に係る提出書類に
ついて（協議）

標記について、株式会社ディー・エス・エヌから提出された「(文書名)」(第
○○号。 . .) について、内容を確認されたく協議する。

添付書類：

別記様式第8号

文 書 番 号
令和 年 月 日

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業
監視職員 防衛装備庁調達事業部
電子音響調達官付通信電気室長 殿

Xバンド衛星通信中継機能等の
整備・運営事業 監視職員
統合幕僚監部 ○○○○

Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業に係る提出書類に
ついて（回答）

標記について、株式会社ディー・エス・エヌから提出された「(文書名)」の内
容を確認し、
〔 妥当と判断する。
〔 不適合と判断する。※

※ 不適合と判断した場合は、適宜別紙等を添付し、詳細を通知するものとする。

別記様式第9号

文 書 番 号
令和 年 月 日

確 認 書

株式会社ディー・エス・エヌ 殿

Xバンド衛星通信中継機能等の
整備・運営事業 監視職員
防衛装備庁調達事業部
電子音響調達官付通信電気室長

貴社から提出された「(文書名)」(第〇〇号。 . .) について確認したことを通知します。

なお、事業契約書第11条第2項に基づき、この確認を理由として、「事業者」はいかなる本契約上における「事業者」の責任をも免れず、「発注者」は何ら責任を負担しないことを併せて申し添えます。

役 務 確 認 書

標記について、次のとおり確認する。

年 月 日

所 属
検 査 官 官 職
氏 名

調達要求番号		契約品名	
認証番号		事業者	
指令番号		実施要領番号	
確認業務			
実施場所			

(1) 利用期間

自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

(2) 利用できなかった期間

本事業衛星等、利用できなかった物の名称	利用できなかった期間又は時間	備 考

(3) その他

--

役 務 確 認 書

標記について、次のとおり確認する。

年 月 日

所 属
検 査 官 官 職
氏 名

調達要求番号		契 約 品 名	
認 証 番 号		事 業 者	
指 令 番 号		実 施 要 領 番 号	
確 認 業 務			
実 施 場 所			

(1) 利 用 期 間

自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

(2) 利 用 で き な か っ た 役 務

利 用 で き な か っ た 役 務 内 容	利 用 で き な か っ た 期 間 又 は 時 間	備 考

(3) そ の 他

--

役 務 確 認 書

標記について、次のとおり確認する。

年 月 日

所 属
検 査 官 官 職
氏 名

調達要求番号		契約品名	
認証番号		事業者	
指令番号		実施要領番号	
確認業務			
実施場所			

(1) 利用期間

自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

(2) 技術支援 }
作業支援 } を受けられなかった事項

--

(3) その他

--